

人事院規則 1 4 - 1 8（研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業）
及び人事院規則 1 4 - 1 9（研究職員の株式会社の監査役との兼業）の一部改正について

1. 改正の概要

「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（平成 20 年法律第 63 号。以下「研究開発力強化法」という。）の題名が「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に改められること等に伴い、研究開発力強化法を引用している人事院規則 1 4 - 1 8（研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業）及び人事院規則 1 4 - 1 9（研究職員の株式会社の監査役との兼業）について、所要の改正を行う。

2. 公布日・施行日

平成 3 1 年 1 月 1 7 日公布・施行